出又は法第三十九条の六第一項の変更登録を行った場合であって、法第三十九条の七第一項又は第三項の旧所在地を管轄する市町村長の求めがあるときは、環境大臣（指定登録機関が登録関係事務を行う場合にあっては、指定登録機関。第二十一条の十一において同じ。）は当該市町村長に次に掲げる事項を通知しなければならない。

一　登録又は変更登録を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに電話番号（申請書を提出した者と異なる場合は、申請書を提出した者の氏名及び住所並びに電話番号を併記するものとする。）並びに登録又は変更登録を受けた犬の所在地

二　登録又は変更登録を受けた犬に装着されているマイクロチップの識別番号

三　届出又は変更登録日

四　登録又は変更登録を受けた者の電子メールアドレス

五　狂犬病予防法施行規則第九条第二号に規定する事項

六　変更した事項（当該事項に係る新旧の対照を明示すること。）

（死亡等の届出）

第二十一条の十　法第三十九条の八の環境省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二　（略）

三　前二号に掲げる場合のほか、登録されているマイクロチップの識別番号により犬又は猫の個体を識別することができなくなったとき。

2～4　（略）

（情報の提供）

第二十一条の十一　環境大臣は、都道府県知事に対し、法第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第二十四条の二第一項に規定する事務の実施に必要な範囲内において、犬及び猫の登録に係る情報の提供を行うものとする。

2　環境大臣は、都道府県知事及び市町村長に対し、法第三十五条第四項及び第五項に規定する事務の実施に必要な範囲内において、犬及び猫の登録に係る情報の提供を行うものとする。

3・4　（略）

（死亡等の届出）

第二十一条の十　法第三十九条の八の環境省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二　（略）

（新設）

2～4　（略）

（情報の提供）

第二十一条の十一　環境大臣（指定登録機関が登録関係事務を行う場合にあっては、指定登録機関。以下この条において同じ。）は、都道府県知事に対し、法第二十三条第一項、法第二十四条第一項及び法第二十四条の二第一項に規定する事務の実施に必要な範囲内において、犬及び猫の登録に係る情報の提供を行うものとする。

2　環境大臣は、都道府県知事及び市町村長（特別区の区長を含む。）に対し、法第三十五条第四項及び同条第五項に規定する事務の実施に必要な範囲内において、犬及び猫の登録に係る情報の提供を行うものとする。

3・4　（略）